

CONTENTS

- P1 当事業体のミッション及び立ち位置、限定提供データ、給与等の一般的説明
- P3 アセアン知財事情「模倣品の現状②～国境視察編～」
- P9 調査方法の今・昔②
- P10 登録調査機関部門 検索者のこぼれ話①（区分27：プラスチック工学分野）
- P11 登録調査機関部門 検索者のこぼれ話②（区分19：医療機器分野）
- P12 社員紹介
- P13 特定登録調査機関制度のご案内、お知らせ、編集後記、会社・事務所情報

当事業体のミッション及び立ち位置、限定提供データ、給与等の一般的説明

社内報及び社外への情報発信を目的とした News Letter は、早いもので 10 号になりました。

日本のコロナ禍は、今現在は落ち着いてきていますが、新たな変異ウイルス「オミクロン株」の世界的な拡大があり、今後については不透明な状況にあります。

ところで、今号における私のメッセージは、当事業体の本来あるべき姿として、知財を通して社会貢献をすること、リスペクトとプライドを持てる組織、特許調査・分析・コンサル会社として知られた知財組織をミッションとしていること、また、新規創設された「限定提供データの保護制度」について、並びに中小企業である当事業体の給与等についての説明です。

「限定提供データの保護制度」は、2018 年の不正競争防止法改正（2019 年 7 月に施行）で創設されました。

なぜ、創設されたのでしょうか。不正競争防止法は、競争法に位置付けられ、事業者間の適正な競争を促進するため、「不正競争行為」に対する救済措置として、民事措置（差止請求権、損害賠償額の推定等）や刑事措置を定める法律です。2018 年改正は、①限定提供データの不正取得・使用等に対する民事措置の創設をするとともに、②技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律の強化、③証拠収集手続の強化を行うもの、とされています。

参考：<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/data.html>

価値あるデータの流通環境整備に向けた対応の考え方として、次のように考えられています。

データは複製・提供が容易であり、不正な流通が生ずると、被害は急速かつ広範囲に拡大するおそれ大きい。価値のあるデータであっても、①著作権法の対象とはならない、又は、②他者との共有を前提とし「営業秘密」には該当しない場合、その不正流通を差し止めることは困難という問題意識がありました。

今般措置する内容（法制定前では民法不法行為に基づく損害賠償請求権のみ）は、価値あるデータのうち、一定の要件を満たしたデータを「限定提供データ」とし、悪質性の高いデータの不正取得・使用等を、不正競争防止法に基づく「不正競争行為」と位置づけることにより、救済措置として差止請求権等を設けるものです。

「限定提供データ」は、不正競争防止法第 2 条第 7 項で、定義されており、その内容は、「この法律において『限定提供データ』とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）をいう。」とされています。

これを分説すると、

- ① 限定提供性（業として特定の者に提供する）
- ② 相当蓄積性（電磁的方法により相当量蓄積され）

- ③ 電磁的管理性（電磁的方法により…管理され）
 - ④ 技術上又は営業上の情報
 - ⑤ 秘密として管理されていない
 - ⑥ 無償で公衆に利用可能となっていない
- ことです。

主として、企業間で複数者に提供や共有されることで、新たな事業の創出に繋がり、サービスや製品の付加価値を高めるなど、その利活用が期待されているデータです。保護されるデータとしては、

- ① 限定提供性
- ② 電磁的管理性
- ③ 相当蓄積性

が必要とされ、不正行為としては、不正取得・不正使用等（悪質な行為を列挙）です。

より具体的に見てみましょう。

この「限定提供データ」の具体例は、外部提供用のデータとして、例えば、消費動向データ（小売販売等の POS 加工データ等）ですが、提供者として調査会社、利用方法として、消費者データの収集・分析する企業が、購買データや小売店からの POS データを加工したものを各メーカーに提供し、各メーカーは、商品開発や販売戦略に役立てている、と示されています。

次に、上記「限定提供データ」を当事業体の調査に当てはめてみましょう。

当事業体は、限定提供性（業として特定の者に提供する）、つまり外部の特許データ（J-PlatPat、各社提供の特許データベース：日立システムズ提供「SRPARTNER」、Derwent Innovation 等）を所定の検索式で検索し、この検索結果からスクリーニングして、依頼事項に合致した特許データを抽出し、リストと共に電子データとして納品しており、これは相当蓄積性（電磁的方法により相当量蓄積され）であり、電磁的管理性（電磁的方法により…管理され）を持ったデータを提供しています。

提供されたデータ内容は、依頼企業などにとって技術上又は営業上の情報です。また当事業体が扱う特許データそのものは、秘密として管理されていないオープンなデータです。要するに、オープンなデータから抽出した特定のデータは、電子的にまとめられ、調査報告書として納品（限定提供データとして納品）しており、無償で公衆に利用可能となっていないもので、特定の企業にとっては貴重なデータとなっており、「限定提供データ」に該当するものです。

換言すれば、契約に基づく自由な取引を前提とし、通常の正当な事業活動を阻害しない範囲で、悪質性の高い、不正取得・不正使用等への救済措置として、必要最小限の民事措置（差止請求、損害賠償額の推定等）の保護が与えられる「限定提供データ」に該当するものです。

このように、新規に「限定提供データ」の不正取得・使用等に対する民事措置を創設し、不正競争防止法の第 2 条第 1 項第 11 号～16 号、第 2 条第 7 項、第 19 条第 1 項第 8 号で、ID・パスワード等により管理しつつ、相手方を限定して提供するデータを不正に取得・使用・提供する行為を、新たに「不正競争行為」に位置づけ、これに対する民事上の救済措置（差止請求権等）を設ける、とされています。なお、刑事罰は導入されていません（営業秘密と異なる点）。

当事業体は、上述の限定提供データの提供を業務の一つとしており、活動をしております。業務の一つとして限定提供データを扱って得た収入によって、従業員の給与や開発を含めた活動を行っていますので、ここで、先ず、中小企業としての一般的な給与について考察してみましょう。少し古いデータですが、2016 年の企業等の数は 386 万（2018 年発表の「経済センサス活動調査（確報）」：出典）であり、当事業体は、中小企業（31 ～ 300 人規模）14 万 7081 社のうちの一つに分類されます。

一般に、給与（年収）については、国税庁『民間給与実態統計調査』（令和 2 年）：全体平均 436 万円となっており、当事業体が含まれる学術研究、専門・技術サービス業・教育、学習支援業は 518 万円です。このうち平均年齢 39.4 歳、平均勤続年数 8.2 年の 40 万人については 301 万円～400 万円というデータが公表されています。

当事業体は、権利獲得業務の他に、限定提供データを作成し、これに分析・解析などを加え、さらに限定提供データから導き出される予測、対処方法などを提示し、依頼された顧客（企業等）に役立つ情報を提供する業務を行っています。

これらの解析、データから導き出される予測、対処方法などの提示には、それなりの知見が必須であり、知財権利の獲得・活用・知財による各種分析及び提案、知財・技術情報、業界・経済情報、経営・ライバル情報を活用した戦術・

戦略コンサル・デザイン経営などを駆使して、社内資格である「IP サイエнтиスト」「IP ソリューションリスト」「IP ドリブンアドバイザー」、「知的財産アナリスト」、「知的財産管理技能士」などを活用し、ミッションとしてプロ人財が集う事業体で、権利獲得業務は当然のこととして、特許調査・分析・コンサル会社として知られた知財組織になることが、当事業体のあるべき姿ともいえると考えています。

なお、付言するに、1)経営・事業情報に知財情報を取り込んだ分析を実施し、2)その結果(現状の俯瞰・将来展望等)を経営者・事業責任者と共有するような、いわゆる IP ランドスケープでいうところの経営戦略又は事業戦略の立案に役立つコンサル的な部分をも行うことのできる事業体になることがミッションの一つであると言えます。

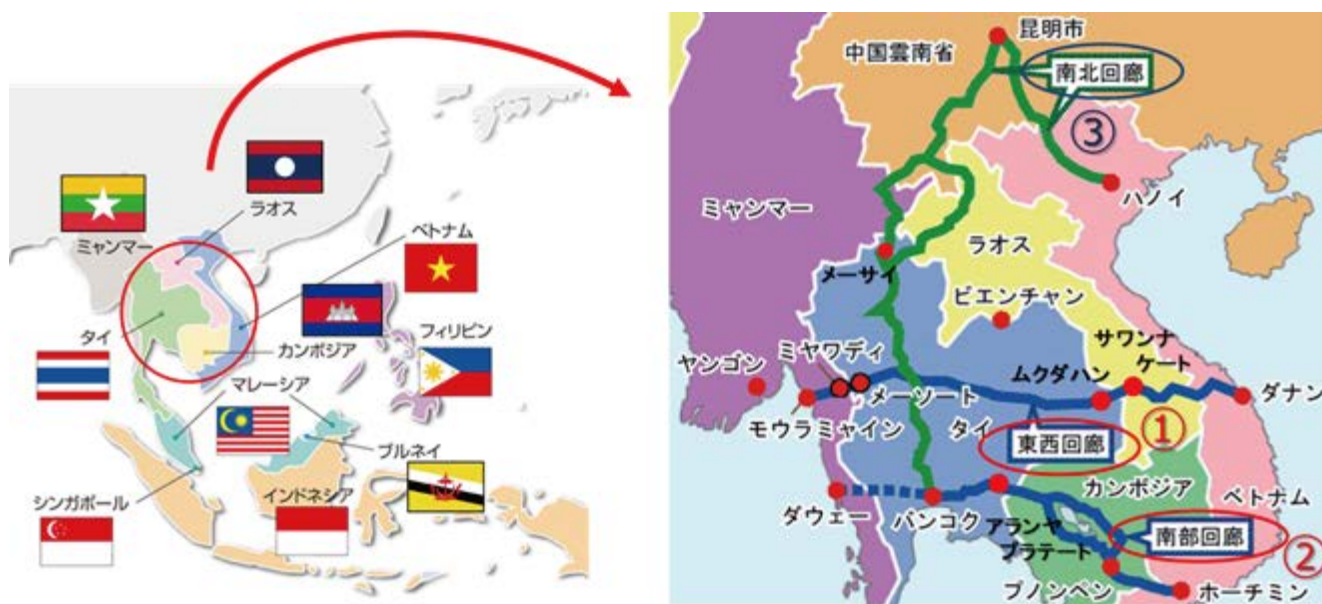
当事業体に所属する皆さんは、上記ミッションを理解し、プロ人財となるように努力・研鑽に励んでいただきたい、と思います。

株式会社技術トランスファーサービス 代表 弁理士 秋山 敦

アセアン知財事情「模倣品の現状②～国境視察編～」

弁理士の石川勇介です。前回は、東南アジアでの駐在経験を通じて得られた「アセアン諸国^{※1}における模倣品の現状」についてご紹介しました(詳細はニュースレター第8号 https://www.tectra.jp/img/newsletter/newsletter_8.pdf をご確認ください)。

本号では、前回の予告通り、東南アジアのメコン地域(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)を結ぶ国際幹線道路^{※2}(「東西経済回廊」及び「南部経済回廊」)を横断し、当該道路において重要な拠点となる(模倣品・密輸品の国際的流通の温床ともなる)「国境都市」と「模倣品マーケット」の現状を視察しましたのでご紹介したいと思います(2018年2月～3月に国境視察を実施)。



「アセアン諸国」とメコン地域における「国際幹線道路」

※1:「アセアン諸国」は、東南アジア10カ国からなる経済等の地域協力機構である。国ごとに言語、民族、文化、風土、政治体制等の違いを有し、知財制度も異なるため、模倣品対策も一筋縄ではいかない。

※2:「国際幹線道路」は、中国及びメコン地域を結ぶ道路であり、①「東西経済回廊」、②「南部経済回廊」、③「南北経済回廊」がある。当該道路を通じた物量の増加が期待されている一方で、中国を発信源とする模倣品・密輸品の流入・流出も増えていることが懸念されている。

(1) 税関差止の法整備状況

先に、メコン地域5カ国での「知財に関する税関差止(水際取締まり)」の法整備状況をまとめますと、下記表の

通りになります。

「税関差止対象」としては、5カ国共に「商標権」、「著作権」が対象となっています。ベトナムに限れば、意匠権、特許・実用新案権も対象とはなっていますが、実施のための細則が設けられておらず、実際に差し止められたとの報告はジェトロ調査では聞いたことがありません。

「差止対象の種類」としては、「輸入品」になります。ミャンマーを除けば「輸出品（通過品）」についても対象となっていますが、4カ国ともに自国に流入しないものには原則関与しないとの運用がなされています。一方で、5カ国共に「税関職員による職権差止」の権限が与えられており、官庁やジェトロ、現地法律事務所を通じた「真贋判定セミナー」の開催、「真贋判定の情報」（貨物品の輸入ルート、輸出・輸入者情報等のホワイトリスト、ブラックリスト）の提供といった活動を通じて、「輸入された模倣品・密輸品」に対し税関が職権で監視、差止を行うことが期待されます。

また、タイ、ベトナムについては、知的財産権侵害品の「税関の事前登録制度^{※3}」を利用することで、日本企業による水際差し止めの実績が増えていることが報告されています。

※3：「税関の事前登録制度」：アセアン諸国のうち、タイ、ベトナムのほか、インドネシア、フィリピンでは、自己の知的財産権（主に商標権）を税関に事前登録することができる。税関は、事前登録された商標権を侵害する商品を監視し、疑義の生じた貨物を検査に来るように知的財産権者又はその法定代理人に通知する。

	タイ	ベトナム	カンボジア	ラオス	ミャンマー
税関差止対象	商標権 著作権	商標権 著作権 意匠権 特許・実案権	商標権 著作権	商標権 著作権	商標権 著作権
差止対象種類	輸入品 輸出品、通過品	輸入品 輸出品	輸入品 輸出品、通過品	輸入品 輸出品、通過品	輸入品
根拠法	商標法 著作権法 輸出入法、関税法	税関法	商標法 著作権法 関税法	関税法	商標法 著作権法
税関による職権差止	可能	可能	可能	可能	可能
事前登録制度	あり※	あり※	なし	なし	なし

※赤枠内：事前登録制度の対象

メコン地域5カ国での知財に関する税関差止対象

なお、カンボジア、ラオス、ミャンマーにおいても、日本を含む諸外国からの官民一体によるロビイング活動により、商標権の「事前登録制度」を導入する法整備が進んでいます（2021年4月アセアンの知財概況報告（ジェトロ）より）。また、日本の官民一体の活動により、日本企業が特に注目するタイ、ベトナム、インドネシアにおいて、意匠権侵害品（デッドコピー品）の税関差止を条文上かつ運用上機能させるように税関含む関連当局へ要望が挙げられています（ジェトロ・バンコクを事務局とする SEAIPJ による活動報告より）。

（2）国境視察の報告

続いて国境視察の報告です。本号では、メコン地域を結ぶ「東西経済回廊」、「南部経済回廊」を通じた物流において、重要な拠点となる下記3つの「国境都市」と「模倣品マーケット」の視察結果を報告します。

一般に「国境都市」では、カジノ、免税店、マーケット等が良く見られるところ、下記3つの「国境都市」には大規模な「模倣品マーケット」があることが知られています。また、このようなマーケットの周辺には、往々にして「密輸ポイント」が存在します。

そこで、国境視察では、「税関による実際の貨物検査の状況調査」に加えて、「国境付近にあるとされる密輸ポイント」についても探りました。



メコン地域の主要な「国境都市」と「模倣品マーケット」

(2-1) まずは、東西経済回路においてベトナム（ダナン港）から進むと最初に到達する国境地点となる、ベトナムとラオスの国境「ラオバオ-ダンサバン国境」です。当該国境地点には、「ラオバオ トレードセンター」と呼ばれる大型ショッピングモールがあります。

当該モール内には、炊飯器、電子ポット、アイロン、ミキサーのような家電製品、時計等の装飾品、衣類やバッグ、医薬品や化粧品、自動車用部品などの模倣品が、所狭しと販売されていました。販売品の大半が一目見るだけで模倣品と判別できるものでしたが(ブランド名、ブランドマークの形状の相違)、一部の販売品については、真贋識別シールが付されていないのみで、本物と区別がつかない精巧な模倣品もありました。

当該モールから国境沿いへ進むと、国境線に沿って流れる川が先細るスポットが多々存在します。当該スポットには「密輸ポイント」とも思われるモーターボートやトラック、倉庫のような建物が発見されました。



模倣品の現状① ～ラオバオ - ダンサバン国境～

(2-2) 続いて、南部経済回路においてベトナム（ホーチミン）からカンボジアへ入国し、タイへ進むと到達する国境地点となる、カンボジアとタイの国境「アランヤプラテート - ポイペット国境」です。当該国境地点には、「ロンクルア市場」と呼ばれる大型ショッピングモールがあります。



模倣品の現状② ～アランヤプラテート - ポイペット国境～

タイの国境都市「アランヤプラテート」、カンボジアの国境都市「ポイペット」は、重要な物流拠点であり、貨物輸送車が引切り無しに行き交い、特にタイからカンボジアへと貨物が輸送されています。「アランヤプラテート」に存在する「ロンクルア市場」では、電化製品のほか、リュックやバッグ等の観光用グッズ、シューズや洋服等の衣類の模倣品が数多く販売されていました。

一方で、「ポイペット」には、タイでは非合法とされるカジノのほか、免税店やホテルが乱立していました。タイからカンボジアへと越境してカジノに向かうタイ人と、カンボジアからタイへと越境して出稼ぎ労働に向かうカンボジア人とがすれ違う光景は印象深いものでした。

タイ側の税関検査では、自動通関システムに基づきレッドチャネルに振り分けられた貨物を開梱する様子が窺えたものの、大量の貨物を通関させる必要があつて模倣品の真贋判定を行う余裕もない状態でした。

(2-3) 続いて、東西経済回路においてベトナムからラオスを越えてタイへ入国し、ミャンマーへ進むと到達する国境地点となる、タイとミャンマーの国境「ミャワディーメーソート国境」です。当該国境地点には、ミャンマーの国境警備軍 BGF※4 によって管轄されたカジノ施設「ミャワディコンプレックス」があります。

※4：「国境警備軍 BGF (Border Guard Forces)」：もとは反政府武装組織であつたが、現在はミャンマー政府から実効支配地域の暫定的自治が認められている。表向きは政府組織とされているが、同地域において非合法な越境や密輸を黙認し、カジノ等の賭博施設を運営していることから裏の顔も見えてくる。

タイ及びミャンマーを結ぶ「友好橋 (国境橋)」では、タイ (メーソート) からミャンマー (ミャワディ) へ移動する大型輸送車が並び渋滞していました。同地域では、タイで生産された生産物をミャンマーへ運ぶトラックが多いほか、タイ産の砂糖を運ぶトラックも多いとのこと (タイは世界有数の砂糖生産国である)。

タイ・ミャンマー側ともに、税関職員が輸出入申告書を確認している様子は見られたものの、実際に貨物を開梱している様子は窺えませんでした。一方で、タイ・ミャンマーともに国境から道なりに暫く進んだところで「税関によるチェックポイント」が設置されており、正規の国境を通過せず、密輸された貨物も含めて同チェックポイントでの監視を強化していることが分かりました。



※中央広場の川沿いでは、渡し船が頻繁に行き来し、タイ人・ミャンマー人が非合法に渡航
 ※停まり場には武装勢力の軍人が待機。
 表向きは政府組織だが、非合法な渡航を黙認していることから裏がありそう。

模倣品の現状③ ～ミャワディ・メーソート国境～

上記左下の写真は、「ミャワディコンプレックス」の中央広場にある渡し船の乗り降り場であって、渡し船が頻繁に行き来する様子を撮影したものです。現地報告によれば、カジノを楽しもうとタイ人・中国人がタイ側からミャンマー側へ自由に行き来しているほか、ミャンマー人がタイへの出稼ぎのために利用しているとのこと。

上記右上の写真は、同中央広場よりもやや下流に進んだエリアであって、タイ側からミャンマー側へ貨物を運んでいる様子を撮影したものです。注意深く見ると、ヒトが冷蔵庫を頭上で支えながら運んでいます。また、上記右下の写真は、ミャンマー側の川沿いに積み上げられた貨物を撮影したものです。模倣品や密輸品と思われる冷蔵庫や洗濯機のような家電製品、自転車や二輪車、自動車用部品などが確認されました。そのほか、現場では、医薬品や化粧品、装飾品、衣類等も確認されました。

「ミャワディ・メーソート国境」を合法的に通過するためには「国境橋」を越える必要があるところ、いくつか存在するこのような密輸ルートを利用すれば、国境警備軍に正規よりも安価な関税を支払い、貨物を運搬できるようです。

(3) 現状のまとめ

正規国境では、貨物を運ぶ輸送貨物が頻繁に行き来していることもあり、税関職員が貨物を開梱し、模倣品が輸入されていないか監視している様子はほぼ見られませんでした。正規の国境周辺の沿岸エリアでは密輸が横行しており、「陸路を通じた国境では模倣品を差し止めることが難しい」という現状を目の当たりにしました。

一方で、国境から暫く進んだところで「税関によるチェックポイント」が複数設置されていることが分かりました。同チェックポイントでの貨物検査を強化することで、今後の模倣品の差止増につながるのではないかと感じた次第です（同チェックポイントは、あくまで密輸品の差止を目的としており、現状は、密輸品とともに模倣品が混在していれば一緒に差し止められる程度である）。

このように東南アジア、特に陸続きであるメコン地域の模倣品対策は一筋縄ではいかないものです。東南アジアの経済成長はめざましい一方で、経済成長に伴い模倣品の流通量も増加しており、日本企業が対応を迫られる場面も増加しています。

横断的な模倣品対策にあたっては、各国において「適切な執行機関」を使うこと（刑事措置、民事措置、行政措置のいずれが有効か、国ごとに異なる）、水際措置で有効に差し押さえる術を理解すること（真贋判定情報の提供、

事前登録制度の利用など)、さらには上流の中国模倣業者への対策を講じること等、総合的、効率的な対策を取ることが求められます。



国境沿いにある税関チェックポイント

(4) 最後に

近年では、アセアン諸国でのインターネットの普及に伴って「オンライン上での模倣品被害」が増えてきており、その利便性とアクセスのし易さから、購入方法をオフライン市場からオンライン電子商取引プラットフォームに移行する消費者が増えています。「インターネット上の模倣品対策」についても、改めて解説していきたいと思います。

「アセアンで権利を取得したい」、「アセアンで模倣品が出回っているようだ」などのアセアン知財に関連した問題が発生した場合には、何かとお役に立てるかと思いますので、是非、ご相談ください。

秋山国際特許商標事務所 弁理士 石川勇介

ご参考情報：

- 1) ジェトロ・バンコク知的財産部による取り組み(「パテント」日本弁理士会、2018.6)
<https://system.jpaa.or.jp/patent/viewPdf/3020>
- 2) ASEAN 諸国における模倣品対策(「パテント」日本弁理士会、2016.9)
https://system.jpaa.or.jp/patents_files_old/201609/jpaapatent201609_015-027.pdf
- 3) タイにおける模倣品流通実態調査(ジェトロ、2020.3)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_202003_r.pdf
- 4) ベトナムにおける模倣品流通実態調査(ジェトロ、2020.3)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/ip/pdf/vn_mohou_202005.pdf
- 5) ミャンマーにおける模倣品流通実態調査(ジェトロ、2021.3)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_202103_mmr06.pdf
- 6) カンボジアにおける模倣品流通実態についての調査(ジェトロ、2017.9)
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2020/02/380e4b316539ee53a6518b5849dc088c.pdf>
- 7) アセアン主要国(インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)の税関における知財関連法規・運用実態に関する調査(ジェトロ、2018.4)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_201804.pdf
- 8) ASEAN 諸国(ラオス、カンボジア、ブルネイ、ミャンマー)の税関における知財関連法規・運用実態に関する調査(ジェトロ、2018.12)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_201812.pdf

出願等に関するお問い合わせは、秋山国際特許商標事務所 **03-5574-7055** までお願い致します。

調査方法の今・昔②

3回シリーズでお伝えしている「調査方法の今・昔」ですが、今回は1990-2010年の、日本の出願が電子化され、また、徐々にインターネットが普及して、調査方法が今に近い形に移行していた時期の振り返りです。マニュアル調査から現在の調査方法に至る過程で、私たちが、かつて大きく頼りにしていたツールにまつわる話です。

<1990-2010年代：データベース調査 / パトリス (PATOLIS) 時代>

パトリス (PATOLIS) は、かつて存在した日本初のオンライン特許検索サービス。1978年にサービスを開始し、2014年1月31日にサービスを終了した (フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』より)。

日本のオンライン特許検索サービスの元祖であり、特に1990年代当時は、日本特許について唯一といってよいデータベースでした (海外はDerwent社のWPIなどがありました)。オンラインサービス自体は、1980年 (S55) から提供されていましたが、当初はカナのみに対応、検索もコード検索と言って、端末に直接文字を入力する方法ではなく、出願人にしてもキーワードにしても、辞書のようなコード表でコード (確か“F12134567”といったアルファベットと複数桁の数字列) を調べて、コマンド方式 (プログラム言語のように“search”や“find”などの命令語をタイプする) にて検索していました。1990年 (H2) に、PATOLIS-IIIのサービス開始により、ようやく漢字などの文字を直接入力して検索できるようになり、分厚いコード表での事前のコード調べから解放されました。但し、今のデータベースのように自由な言葉には対応しておらず、統一用語を使用していました (「キーボード」だとヒット0件、「鍵盤」と入力しないとヒットしないが、統一用語を押えておけば、その他の言い回しはあまり考慮しないで済むので、キーワードでのヒット率は比較的良かった)。

1990年代半ばまではインターネットは普及しておらず、電話回線にモデムで接続 (モデムと言っても、当初は黒電話の受話器をカプラに嵌め込んで、「ピーヒャラヒャラ・・・」音を確認するような時代です)、端末画面には文字しか表示されない代物です。データベース自体には、代表図が収録されていたので、図面付きでチェックしたい場合は、郵送かファクシミリで検索結果を入手するしかありません。

料金は従量制で、接続している秒数単位で課金が発生、検索でヒットしたものを表示するなり郵送やファクシミリで取得する場合も、1件当たり〇〇円、といった、今では信じられない高額なシステムでした (うろ覚えですが、検索ワード1単語当たりの課金もされていたかもしれません)。先輩がうっかり接続したまま数時間放置してしまい、数十万円の請求が来てこっぴどく叱られていたことを思い出します。

調査の効率はマニュアル時代に比べると大分上がりましたが、データベースの費用が高額なこと、検索結果も抄録と代表図しか得られないこと、などから、調査の内容によってはマニュアル調査も併用していました。

1990年代前半までは、今のように、エクセルやCSV形式のオンラインファイル出力などは機能として持っていないため、スクリーニングは、画面に表示される文字列や郵送やファクシミリで取得した紙出力の抄録をチェックします。手書きやワープロで必要な公報番号を写し取って、ファクシミリで公報印刷会社さんに発注して、納品公報コピーをさらに精査して、の手順はあまり変わりませんでした。

1990年代後半になると、公報自体の印刷サービス、インターネット接続対応、フルテキスト検索サービス、CSV形式の書誌事項ダウンロード、PDF公報ダウンロードなど、機能が順次追加され、どんどん便利になっていきました。弊社でも、サービス終了の2014年 (H26) まで継続して使い続けておりましたが、電子出願の開始や公報のCD-ROM化、1999年 (H11) の特許庁によるインターネット無料検索サービス「特許電子図書館 (IPDL)」の開始など、環境変化に伴って、徐々にPATOLISの優位性が低下していったことは記憶に残るところです。

費用の面や操作が面倒なことなどから、一般の技術者 (研究者や開発者) や中小企業の特許担当者にはPATOLIS自体が障壁となっており、サーチャーにとってはPATOLIS検索ができるだけでも評価が得られるといった感じで (検索だけ行い、出力結果だけを納品する「代行検索」なんてサービスもありました)、幸せな時代だったかもしれません。

(次回に続く)

特許調査に関するお問い合わせは、株式会社技術トランスファーサービス [03-5574-7051](tel:03-5574-7051) までお願い致します。

落としても割れない子供用の食器、食品を守るラップフィルム、私たちの必需品・文房具、疲れたらペットボトル飲料で一服・・・身の回りのプラスチックを挙げていけば際限がありません。ぺらぺらしたもの、固いものからゴムのように弾力のあるものまで、ありとあらゆる形でプラスチックは私たちを支えています。電化製品なら筐体にも中身の半導体にもプラスチックが使われていますし、高い強度の求められる車のボディや航空機の機体でもプラスチックは金属や強化繊維との複合材となって活躍しています。しかし生活に溶け込みすぎて、そしてあまりにも多様すぎて「これぞプラスチック！」という物品が存在しないからでしょうか。暮らしの中でプラスチックを意識するのはゴミの分別のときと、レジ袋を買いそびれたときくらいのように思います。

さて、プラスチック製品が多様であるように、区分27 もまた多岐に渡る技術を包含するたいへん広い分野です。大まかに分けて、原料となる樹脂素材そのものに関する技術（高分子）、樹脂素材を成形・加工して望みの形にする技術（樹脂加工）、そして意外に思われるかもしれませんがタイヤに関する技術も本区分の範疇にあり、タイヤだけで一テーマコードを専有するほど大きな技術分野を形成しています。

私がこの中でサーチに携わっているのは、樹脂加工とタイヤの二領域です。ちなみに私自身の来歴を振り返りますと、技術経験は子供の頃に遊んだプラ板程度、専門分野も遠いです。まさに「それほどプラスチックを意識したことがない」人生そのものでした。そんな私が区分27のサーチャーになってから一年半。まだ駆け出しの身ではありますが、私なりに見出した樹脂加工・タイヤそれぞれの「アツい」ポイントをご紹介します。

（1）樹脂加工：200℃の水アメを形にする

樹脂の成形方法は数多くありますが、代表的なものには加熱して溶けた樹脂を金型に流し込んで作る方法です。欲しい製品の形をした空洞を有する金型に液状の材料を充填し固める点からよくたい焼き作りに喩えられたりします。これだけ聞くとシンプルでなんだか簡単そうです。しかし樹脂加工を学ぶと成形はそんなに甘くないことが分かってきました。溶けた樹脂はいわば「200℃の水アメ」。高温かつ高粘度ゆえに思い通りの形状を作るには知識と熟練が必要であり、様々な成形不良の問題に対処する必要があります。成形不良の例としては金型の中で樹脂がうまく流れず途中で冷えて固まってしまうショートショットや、高圧をかけて

金型に充填した樹脂が空洞からはみ出してしまう不良があります。また、樹脂が冷えて固まるときに収縮がうまくいかないと製品の表面が窪んで外観が悪くなります。複雑な形状や繊細な形状をした製品が、金型から取り出すときに壊れてしまうこともあるのです。樹脂加工のサーチではこうした数々の成形不良を克服し、寸法の揃った製品を低コストで大量生産するための技術によく出会います。そのような背景を知ると、普段私たちが安価に手にするプラスチック製品ひとつひとつに樹脂のプロフェッショナル達の姿を感じ敬意を抱かずにはおれません。

（2）タイヤ：走る精巧品

タイヤは車体で唯一路面と接する部分です。走る・曲がる・止まるといった運転者が望む動作の全てを路面に伝える大事な媒体であり、決して単なる黒いゴム風船ではありません。走行時の回転、熱、摩擦、衝撃に耐える強靱さに加えて、安全性や乗り心地を実現するためにタイヤはとても複雑で精巧な構造をしています。外部構造でまず目を引くのは、トレッド（接地する面）に刻まれた溝やブロックパターンではないでしょうか。あの凹凸は制動性を高める、悪路を走破する、騒音を減らす等の様々な機能を担っています。また、冬に履くスタッドレスタイヤのトレッドにはサイプと呼ばれる細い切込みが形成されています。サイプは路面とトレッドの隙間にある水膜を毛細管現象で吸い取って、つるつるした氷路でのスリップを防ぎます。続いてタイヤ側面に着目しますと、タイヤサイズやメーカー名等のタイヤ情報が刻印されているサイドウォールと呼ばれる部分があります。ここは路面には触れないのですが、実は走行時に最も大ききたわむ箇所です。サイドウォールの性状は走行に大きく影響し、例えば柔軟すぎると車体がふらついたり、逆に硬すぎると乗り心地が悪くなったりしますので、適切な硬さをもたせる技術が模索されています。さらにタイヤはゴム100%ではなく、ワイヤーや繊維の複雑な内部補強構造を有しています。タイヤの形状を支える骨格（カーカス）、走行時にカーカスに変形しないようにぎゅっと締め付けるゴムとワイヤーの補強層（ベルト）、穴の周縁（ビード）にも硬いワイヤーが入っていてしっかりとホイールに組付けられます。一見タイヤには空気しか入っていないように思いますが、実は運転の安全と快適を守るため、外部にも内部にも技術がぎっしり詰め込まれているのです。

以上のように樹脂加工やタイヤに出会った結果、プラスチック製の日用品に心打たれ、外を歩けば健気に

走るタイヤを目で追う日常になってしまいました。とても身近な存在であるプラスチック製品を意識して暮らすことは、生活そのものをより解像度高く認識して

生きることにように思います。もっともっとプラスチックを知って、技術者たちの熱量に恥じないサーチがしたい・・・そんな風に日々思っている次第です。

登録調査機関部門 検索者のこぼれ話②（区分19：医療機器分野）

2020 年末に突如、横浜に降り立った等身大の動くガンダム。少年のころ 1/144 スケールのプラモデルを作って、心躍らせていた記憶が甦る。新型コロナ流行で外出自粛もあり、プラモデルを買って作る。あの時の興奮と同時に、造形の進化に感動し、手が震えた。私と同じような人が多いのか、今やガンダムのプラモデルは日本だけでなく世界中でブームとなり、模型店や家電量販店の棚から消え、欲しいものが手に入りづらくなっている。日本発のロボットが世界を席巻している現状だ。

冒頭にこのようなことを書いたのは、今回ご紹介する区分 19（医療機器分野）にもロボット技術があるからなのです。区分 19 は医療機器、治療機器、補綴などに分類される技術を取り扱っています。健康に生活しているとなかなか目の当たりにすることはないかもしれませんが、医療ドラマや映画などで意外と目にし、耳にすることが多い分野です（劇中でもリアルさを追求しているためか、かなり正確に描写しているように思われます）。

（話を戻しまして、）区分 19 におけるロボットは、『コンピュータ支援手術』として手術での使用に特に適したマニプレータまたはロボットといった分類になります。1980 年初頭から出願があり、年々増加し続けています。正確に出願国を比較したわけではないですが、私の心象として、外国の出願が多いように思われます。手術用ロボット市場においても、米国のインテュイティブサージカル社の「ダ・ヴィンチ」（ドラマでも耳にしたことがある人もいるのでは・・・）の独壇場といった状況です。

今回「ダ・ヴィンチ」が凄いといった話ではなく、インテュイティブサージカル社の基本特許の大半が 2019 年に期限を迎えるということもあり、国内外の多くの企業の参入が見込まれる中、国内でも多くの企業が頑張っているという話になります。特に川崎重工業株式会社とシスメックス株式会社の共同出資により設立された株式会社メディカロイドは、国内初としてサージカルロボットシステム「ヒノトリ」の製品化に至っています（ヒノトリという名称は、メディカロイドのある兵庫県ゆかりの漫画家、手塚治虫さんの名著『火の鳥』

にちなんでつけられたそうです）。同社の特許出願も 2015 年より現在に至るまで、100 件を超えるものとなっています。この他にもリバーフィールド株式会社や株式会社 A-Traction などが国産の手術支援ロボットの開発、特許出願で注目されているところです。

また、手術支援ロボットの魅力の一つに遠隔操作があげられ、これにより、医療の地域格差を解消できると期待されています。しかしこれまでの通信環境ではタイムラグなどがあり、リアルタイムで緻密な作業を要求される手術においては、手術室内または近接する場で有線接続通信でないと難しいという問題がありました。これを解決する手段として、大容量、高速通信を実現する 5G 通信技術が期待されるところで、なんと「ヒノトリ」が、2021 年 4 月に模擬手術ではありますが、商用 5G を介した遠隔手術の、世界初の実証実験を行い、成功を収めたそうです。

手術支援ロボットが普及するためには、施術者の教育・訓練（VR 技術の導入；News Letter 第 9 号、IP データ集 No.12 を参考）、保険適用（法整備）など、まだまだ課題が多くありますが、手術支援ロボットが各地に導入される日はそう遠くないと思われます。そして、ガンダムではない、日本発・リアルロボットが世界を席巻するかもしれません、と言ったところで今回のこぼれ話とさせていただきます。



■名前：A. R.

■入社：2006 年 8 月

■担当業務：登録調査機関 区分 8

区分 8 では主に自然資源（事務用品、教習具、玩具、スポーツ等）を担当しています。入社当時の案件から考えると、現在の IOT、AI、AR、VR といった用語が満載の案件は全く想像できませんでしたが、そういった新しい技術を常に学び続けられる点がこの仕事の大変さでもあり魅力的な部分であると感じています。

■変化を感じる事

魅力度ランキングで毎年話題（！）の茨城在住のため、通勤につくばエクスプレスを利用しています。2005 年の開業から、私の技トラでの社歴とほぼ同じ年月を経て、当初は主要な駅の周辺以外はほとんど田畑しかなかった沿線の様子が今ではすっかり変わり、ビルやマンションが立ち並ぶようになった車窓からの景色を見ると、改めて時間の流れを感じます。

■その他いろいろ

コーヒー好きが高じて、先日ラテアートに挑戦してきました。まず、元全日本チャンピオンという講

師の先生にお手本を見せてもらうのですが、何気なくやっているようにしか見えない手元から繊細なラテアートが生み出される様子はまさに魔法としか言いようがなく、一方の自分はというと、超初心者向けのハート模様に挑戦するも、謎な抽象画のような作品を量産して終了。ラテアートの技術に関して以外にも、先生が接客の中で大事にしている点などについてもお話を伺う事ができ、一つの道を究めるって・・・と大変勉強になった一日でした。

写真は我が家の愛猫。もちろん飼い主と同じコーヒー党・・・ではなく、ちゅーる党です。



■名前：F. F.

■入社：2007 年 3 月

■担当業務

登録調査機関 区分 7（自然資源）、区分 8（アミューズメント）検索者

■入社当時の思い出

今でこそ 100 名を超える社員が在籍している当社ですが、私が入社した頃は登録調査機関の登録区分がアミューズメントだけで、オフィスもずっと狭い場所、それでもスペースの余裕があるくらいでした。人数も今よりずっと少なかったのですが、その中に、前職場で一緒だった A さんが居たのには心底びっくりしました。前職場は、場所も業界も当社とは全く違うのですが、こんな偶然もあるのだなと驚いたことを今でも覚えています。

■最近のこと

私は趣味がスポーツ観戦で、BS の有料チャンネルや有料配信に課金して様々なスポーツを観ています。勿

論現地観戦も大好きで、特にプロ野球観戦にはよく行くのですが、ここ 2 年はコロナウイルスの影響で、入場人数の制限、声を出しての応援の自粛、応援団は録音を流すだけ等々、少々盛り上がりには欠ける感はありません。それが、つい先日神宮球場で観戦した大学野球は少々違いました。観客は内野スタンドにしか入れなかったのが、遠目にしか見えなかったのですが、外野スタンドには学ラン姿の応援団とチア、それにプラスバンドが陣取っていて、試合開始から終了までほとんど休むことなく自校の応援をしていました。ひょっとすると、選手よりも体力を使っていたのかも……。試合が終わった後には、相手チームの応援団とお互いにエールを送り合っていて、戦う相手であっても同じリーグのチームは仲間なんだな、お互いをリスペクトしているんだなと感じました。TV 中継で試合は観られても、こういう姿はなかなか映らないので、良いものの観たなと満足しました。音楽や演劇もそうですが、やはりライブが一番、現地観戦って素晴らしい！

特定登録調査機関制度についてのご案内

● 特定登録調査の料金を改定について

2021 年 7 月 15 日付で特定登録調査の料金を改定しました。

内国	104,500 円 + 請求項数 × 2,750 円 / 件 (税込)
外国特許文献検索	55,550 円 + 請求項数 × 2,750 円 / 件 (税込)

※請求項数が 11 以上の案件につきましては、別途お見積りさせていただく場合がございます。

● 特定登録調査機関制度を利用する場面とは

特定登録調査機関制度を利用する場面としては、以下のような場合が想定されます。

- ・自社製品等を保護する強力な権利を確保したい場合
- ・早期に様々な特許戦略を検討したい場合
- ・外国出願の出願可否を効率的に検討したい場合
- ・審査請求前に高レベル・高品質な調査を行いたい場合
- ・特許関係に係る経費のコスパを良くしたい場合

特定登録調査機関制度を利用することで、様々なメリットがあります。

● 審査請求料の軽減

審査請求時に出願審査請求書に調査報告番号を記載することで、審査請求の手数料の軽減を受けることができます。請求項 10 の場合で 36,000 円、つまり約 20% のコストを削減できることになります。

例) 請求項数 10 の場合

【通常時】 178,000 円 = 138,000 円 + (請求項数 × 4,000 円)

【軽減時】 142,000 円 = 110,000 円 + (請求項数 × 3,200 円)

審査請求の費用を 約20% 抑えられます!

※調査報告書を提示した場合（審査請求書に「調査報告番号」欄を記載）

お知らせ

当事業体では、年末年始の休業日を以下の通り予定しております。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

■ 年末年始の休業期間

令和 3 年 12 月 29 日 (水) ~ 令和 4 年 1 月 4 日 (火)

1 月 5 日 (水) より通常営業となります。

編集後記

ニュースレター第 10 号いかがでしたでしょうか。

今回はアセアン知財事情の続き、特許調査の歴史の第二弾、特定登録調査機関制度についてなどをお届けしました。執筆や編集にご協力いただいた皆様にこの場をお借りして御礼申し上げます。

コロナ禍の中でまたインフルエンザにも注意しないといけない季節がやってきました。マスク生活にもだいぶ慣れてきましたが、ここで油断せず、引き続き感染予防を頑張りましょう!

編集委員一同

会社・事務所情報



株式会社技術トランスファーサービス

秋山国際特許商標事務所

□東京 〒107-6033 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 31 階・33 階 私書箱 575 号

□大阪 〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町 3-1 グランフロント大阪 タワー B 11 階

株式会社技術トランスファーサービス: TEL 03-5574-7051 (代表)

秋山国際特許商標事務所: TEL 03-5574-7055 (代表)

URL <https://www.tectra.jp/>

